

居宅介護支援

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 平成会
主たる事務所の所在地	〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町二本木1319
代表者（職名・氏名）	理事長 田中 永造
設立年月日	平成 4 年 12 月 3 日
電話番号	042-557-3030

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援事業所 不老の郷	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒190-1221 東京都西多摩郡瑞穂町二本木1319	
電話番号	042-557-3030	
指定年月日・事業所番号	平成11年10月 1日指定	1372400059
管理者の氏名	田中 みゆき（主任介護支援専門員）	
通常の実施地域	瑞穂町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- ① あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、公正中立に「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ② あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ③ 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ④ 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- ⑤ 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- ⑥ 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- ⑦ あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- ⑧ あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。
- ⑨ 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知っていた利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者	1 人		1 人
介護支援専門員	1 人	人	1 人
事務職員	人	人	人

7. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名： 田中 みゆき

連絡先（電話番号）： 080-5089-8005

8. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

（1）居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（i） 〈取扱件数が40件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無 料	11,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費（ii） 〈取扱件数が40件以上 60件未満〉	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円
居宅介護支援費（iii） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,260円		3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円		4,220円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した日のうちに、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,500円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院日の翌日又は翌々日以内に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,000円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医の診察を受けるときに、医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師等から必要な情報を受けて記録した場合（1月につき1回を限度）	500円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
	【（Ⅰ）イ】 病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合	4,500円
	【（Ⅰ）ロ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合	6,000円
	【（Ⅱ）イ】 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合	6,000円
	【（Ⅱ）ロ】 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	7,500円
	【（Ⅲ）】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者に対して、ターミナルケアマネジメントを行った場合（1月につき）	4,000円

緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（１月に２回を限度）	2, 0 0 0 円
特定事業所 加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員を２名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>すべて</u> 満たした場合	5, 1 9 0 円
特定事業所 加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を１名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	4, 2 1 0 円
特定事業所 加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	3, 2 3 0 円
特定事業所 加算（Ａ）	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	1, 1 4 0 円
特定事業所医療 介護連携加算	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定し、かつ、医療機関等との連携に関する取組を積極的に行っている場合	1, 2 5 0 円
特別地域 居宅介護支援加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の 1 5 %
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、１月あたりの実利用者数が 2 0 名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の 1 0 %
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域において、 <u>通常の事業の実施地域</u> 外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の 5 %

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の 5 0 %（２月以上継続の場合 1 0 0 %）
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく 8 0 %を超える場合	2, 0 0 0 円

9. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 042-557-3030 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	瑞穂町役場高齢者福祉課	電話番号 042-557-0594
	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-5320-4293

11. 第三者による評価の実施状況等

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次のとおりです。

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

12. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ② 虐待防止対策委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- ⑥ 虐待の通報または報告を行った者に対し、そのことを理由とした不利益な扱いは一切行いません。また、通報者の秘密は厳守されます。

1 3. 業務継続計画（BCP）の策定等

当事業所は、感染症の流行や巨大地震等の自然災害が発生した場合であっても、利用者様に対し必要なケアマネジメントを継続的に提供し、また早期に業務再開を図るため、「感染症に係る業務継続計画」及び「災害に係る業務継続計画」を策定しています。

- （１）前項の業務継続計画に基づき、以下の措置を講じます。
 - ①全従業員に対する定期的な研修及び訓練（シミュレーション）の実施
 - ②定期的な計画の見直し（PDCAサイクルの実施）及び必要に応じた内容の改定
 - ③非常時における備品（マスク・消毒液・通信機器等）の備蓄及び管理
- （２）災害等により当事業所が単独で業務継続が困難な場合に備え、地域の他事業所、関係機関、及び自治体と連携し、利用者様の安全確保と支援の継続に努めます。

1 4. 当事業所の訪問介護等の利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

1 5. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （１）介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- （２）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- （３）病院や診療所に入院する必要がある場合には、「7. 担当の介護支援専門員」に記載の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。

1 6. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人平成会
代表者役職・氏名	理事長 田中 永造
所在地	東京都西多摩郡瑞穂町二本木1319
電話番号	042-557-3030
定款の目的に定めた事業 1・特別養護老人ホーム不老の郷の設置経営 2・老人短期入所事業（不老の郷） 3・指定居宅介護支援事業 4・単独型通所介護事業（デイサービスセンター不老の郷） 5・併設型通所介護事業（デイサービスセンターお茶のみ処）	

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 住 所 東京都西多摩郡瑞穂町二本木 1319

事業者（法人）名 社会福祉法人 平成会

代表者職・氏名 理事長 田中 永造

説明者職・氏名 主任介護支援専門員

田中 みゆき

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所 東京都西多摩郡瑞穂町

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

氏 名

本人との続柄

個人情報の使用に係る同意書

1. 使用の目的

指定居宅介護支援事業所 不老の郷は、利用者に対する居宅介護支援を提供するにあたり、以下の目的に限り、利用者及びその家族の個人情報を使用します。

- (1) 介護保険法等に基づき、ケアプランの作成、サービス担当者会議での検討、サービス提供事業者等との連絡調整を行うため。
- (2) 市町村、地域包括支援センター、審査支払い機関等への報告・照会・介護報酬請求のため。
- (3) 利用者の状態変化等に伴い、医療機関や主治医への情報提供が必要と判断された場合。
- (4) 万一の事故発生時の保険会社への報告等。

2. 使用する情報の範囲

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、介護保険証情報、アセスメントシート、ケアプラン、及び支援経過記録等、適切な支援を行うために必要な最小限の情報。

3. 情報の提供先

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられた介護サービス事業者
- (2) 利用者の主治医、及び入院・受診先の医療機関
- (3) 市町村、地域包括支援センター、介護保険審査機関
- (4) その他、法規に基づき正当な理由があると認められる第三者

4. 秘密保持の徹底

事業者は、提供を受けた個人情報について、職員及び関係者に対し、契約終了後も含め、正当な理由なく第三者に漏らさないよう守秘義務を徹底します。

5. 同意の撤回等

利用者は、本同意についていつでも撤回または変更を申し出ることが可能です。

令和 年 月 日

社会福祉法人 平成会

理事長 田中 永造 殿

本 人

代筆者

家 族